

府省名・課室名	農林水産省・水資源課	分野	農業水利施設（ダム、調整池、頭首工、水路、用排水機場、ため池）
<p>①点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めるが、限定は行わないものとする。</p>			
<p>現状</p>	<p>事務連絡「農業水利施設の維持管理に係るUAVの活用について」（平成31年3月）により、地方農政局等を通じて、都道府県、市町村及び土地改良区等施設管理者に対して、「UAVを活用した機能診断調査マニュアル（案）」を周知し、従来手法に代えUAVが活用できることを明示している。</p> <p>【URL】 <a href="https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/sekkei/kokuei/tonecho/challenge/02.html">https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/sekkei/kokuei/tonecho/challenge/02.html</a></p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>点検要領等にあたる「農業水利施設の機能保全の手引き」の改正（令和6年3月予定）の際に、UAVをはじめその時点で利用可能な新技術について具体的に記載し、従来の点検方法に代替可能であることを示す。</p>		
<p>②目視や打音等の人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。</p>			
<p>現状</p>	<p>ポンプ設備における潤滑油診断技術等について、実用化に向けた検出精度向上のための実証調査等を実施しており、その結果を「ポンプ設備の状態監視の手引き（案）」としてとりまとめ、新技術活用の判断材料とする（令和3年3月予定）。</p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>引き続き、検出精度向上に必要な数値等による基準設定を目指して実証調査を進めるとともに、その他技術の進展に応じて必要な性能基準を設定し、手引き等に順次反映する。</p>		
<p>③ 基準を満たした技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検要領等に記載する。</p>			
<p>現状</p>	<p>事務連絡「農業水利施設の維持管理に係るUAVの活用について」（平成31年3月）により、地方農政局等を通じて、都道府県、市町村及び土地改良区等施設管理者に対して、「UAVを活用した機能診断調査マニュアル（案）」を周知し、従来手法に代えUAVが活用できることを明示している。</p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>新技術を活用した点検手法について、土地改良施設等で活用可能な事例集を作成する（令和3年度予定）。事例集に掲載した技術については点検に採用可能である旨を記載する。</p>		

④新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例集として、取りまとめる。特に、航空分野においては、『空港内の施設の維持管理指針』で定める維持管理の方法について、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。

現状	新技術を活用した具体的な点検方法等は、①回答のマニュアル等に明記しているものの、活用への取組を始めたばかりであることから、現時点で事例集としてとりまとめる段階に至っていない。
今後の取組とスケジュール	施設の維持管理に新技術の活用が可能な場合には、施設の維持管理計画等に反映できるよう、発注仕様書の例を含め、事例集を作成し全国に共有する（令和3年度予定）。

⑤施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間で円滑にデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。

現状	<p>国営造成水利施設については農業水利ストック情報データベースを構築しており、施設の諸元情報・点検結果等のデータを蓄積している。これらのデータを関係者間で共有・活用することで戦略的な保全管理を推進している。</p> <p>また、農業用ため池については、農林水産省が運用するため池防災支援システムを用いて各都道府県がため池の諸元情報等のデータベースを構築しており、システム上で関係者がデータを共有することが可能である。</p>
今後の取組とスケジュール	データの有効活用を念頭に置いた上で、登録項目やデータ形式の検討を行い、さまざまな場面を想定したデータベースの活用事例を整理し、関係者へ共有・周知していく。

⑥国直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を実証する。

現状	UAVやAIを用いた機能診断技術を確立するための実証試験を実施している（国直轄管理地区6地区のうち、1地区で実施中）。
今後の取組とスケジュール	上記実証調査の精度等技術の有効性が確認された段階で他5地区に活用出来るよう、引き続き取り組む。

⑦上記①～⑥の取組について地方公共団体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換を行うことのできる場を設ける。

現状	担当者会議や説明会を通じて、地方公共団体や施設管理者への周知及び意見交換を継続的に実施している。
今後の取組とスケジュール	担当者会議や説明会を通じた周知及び意見交換を継続するとともに、各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換の場については、今後国土交通省等と調整を行う。

府省名・課室名	農林水産省・地域整備課	分野	農道
<p>①点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めるが、限定は行わないものとする。</p>			
<p>現状</p>	<p>「農道保全対策の手引き」(H31.3)においては、定期点検における状態の把握方法について、近接目視に代わる方法も採用可能と明記。</p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>「農道の点検に係る有識者検討会」において、新技術の活用事例を収集し、活用の考え方等について検討しているところ。検討結果に基づき、「農道保全対策の手引き」の改定を令和2年度中に行う。</p>		
<p>②目視や打音等の人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。</p>			
<p>現状</p>	<p>「農道保全対策の手引き」(H31.3)においては、特に記述無し。</p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>「農道の点検に係る有識者検討会」において、新技術の活用事例を収集し、活用の考え方等について検討しているところ。検討結果及び国土交通省における検討状況も踏まえ、「農道保全対策の手引き」の改定を令和2年度中に行う。</p>		
<p>③基準を満たした技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検要領等に記載する。</p>			
<p>現状</p>	<p>「農道保全対策の手引き」(H31.3)においては、定期点検を行う際の参考資料として、国土交通省の「点検支援技術 性能カタログ」を示している。</p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>橋梁、トンネル等の農道の施設については、国土交通省の道路と同じ技術を適用できることから、「農道保全対策の手引き」に国土交通省の「点検支援技術 性能カタログ」を記載済み。 「農道の点検に係る有識者検討会」における検討結果に基づき、「農道保全対策の手引き」の改定を令和2年度中に行う。</p>		

④新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例集として、取りまとめる。特に、航空分野においては、『空港内の施設の維持管理指針』で定める維持管理の方法について、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。

現状	「農道保全対策の手引き」(H31.3)においては、特に記述無し。
今後の取組とスケジュール	今年度実施している「農道の点検に係る有識者検討会」において、新技術の活用事例を収集し、活用の考え方等について検討しているところ。検討結果に基づき、「農道保全対策の手引き」の改定を令和2年度中に行う。

⑤施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間で円滑にデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。

現状	施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築済。
今後の取組とスケジュール	既存のデータベースについて、データの更なる有効活用に向けて引き続きデータの充実と関係者間の共有の仕組みを検討する。

⑥国直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を実証する。

現状	国直轄管理の施設については該当なし
今後の取組とスケジュール	上記のとおり該当なし。

⑦上記①～⑥の取組について地方公共団体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換を行うことのできる場を設ける。

現状	担当者会議や説明会を通じて、地方公共団体や施設管理者への周知及び意見交換を継続的に実施している。
今後の取組とスケジュール	担当者会議や説明会を通じた周知及び意見交換を継続するとともに、各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換の場については、今後国土交通省等と調整を行う。

府省名・課室名	農林水産省・地域整備課	分野	農業集落排水施設
<p>①点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めるが、限定は行わないものとする。</p>			
<p>現状</p>	<p>「農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き」（平成29年4月）の管路施設の機能診断調査において、「管口カメラ調査、TVカメラ調査及び展開式TVカメラや浮遊式カメラ等の新技術等を用いることができる」と記載（P98）している。</p> <p>上記手引きについては、以下のURLに掲載している。</p> <p><a href="http://www.jarus.or.jp/villagedrain/strengthen/stomana29_01_2.pdf">http://www.jarus.or.jp/villagedrain/strengthen/stomana29_01_2.pdf</a></p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>対応済み。</p> <p>今後必要に応じて、点検要領等にあたる「農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き」の改定の際に、その時点で利用可能な新技術について具体的に記載し、従来の点検方法に代替可能であることを示す。</p>		
<p>②目視や打音等の人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。</p>			
<p>現状</p>	<p>「農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き」において、人による点検の代替技術を含めた新技術について、対象施設や点検・調査方法等を記載している。</p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>対応済み。</p> <p>今後必要に応じて、「農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き」の改定の際に、その時点で利用可能となった新技術も含め、活用を判断する考え方等を検討する。</p>		
<p>③基準を満たした技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検要領等に記載する。</p>			
<p>現状</p>	<p>「農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き」において、機能診断（点検）に採用可能な新技術について掲載している。</p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>農業集落排水施設における新技術について、令和2年度中に活用事例を収集し、令和3年度末までに事例集としてとりまとめる。その際、事例集に掲載した技術については点検に採用可能である旨を記載。</p>		

④新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例集として、取りまとめる。特に、航空分野においては、『空港内の施設の維持管理指針』で定める維持管理の方法について、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。

現状	<p>「農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き」において、新技術の点検方法等について記載している。</p> <p>また、農業集落排水施設で新技術の活用事例を収集している。</p>
今後の取組とスケジュール	<p>農業集落排水施設における新技術について、令和2年度中に活用事例を収集し、発注仕様書の例を含めて令和3年度末までに事例集としてとりまとめる。</p>

⑤施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間で円滑にデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。

現状	<p>機能診断状況や最適整備構想（個別施設計画）を定期的に定型様式（エクセル等）に集約した上で関係者間（国・県・市町村）で共有している。</p>
今後の取組とスケジュール	<p>農業集落排水施設における施設の諸元情報・点検結果等の維持管理情報のデータベース化とそのデータの有効活用が可能な仕組みについて、下水道等の事例を参考としながら、R3年度に検討する。</p>

⑥国直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を実証する。

現状	<p>国直轄管理の施設については該当なし。</p>
今後の取組とスケジュール	<p>上記のとおり該当なし。</p>

⑦上記①～⑥の取組について地方公共団体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換を行うことのできる場を設ける。

現状	<p>担当者会議や説明会を通じて、地方公共団体や施設管理者への周知及び意見交換を継続的に実施している。</p>
今後の取組とスケジュール	<p>担当者会議や説明会を通じた周知及び意見交換を継続するとともに、各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換の場については、今後国土交通省等と調整を行う。</p>

府省名・課室名	農林水産省・防災課	分野	地すべり防止施設
<p>①点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めるが、限定は行わないものとする。</p>			
<p>現状</p>	<p>現在、下記の手引き等においては新技術を活用した事例に関する記載なし。  ○土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」基準書・技術書  ○地すべり防止施設の機能保全の手引き～統合版～  ○地すべり防止施設の個別施設計画(長寿命化計画) 策定の手引き  【手引きHP】 <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/tyotei/t_zisuberi/index.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/tyotei/t_zisuberi/index.html</a></p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>現状では地すべり防止施設の点検等については、植生等により見通しの効かない場所に設置されたり、地中埋設部分が多いため、人による近接目視点検が中心であるが、近年、新技術の導入も始まっており、計画基準は令和3年度改定予定となっているところ。また、今後の手引き等の改定についても、代替可能な新技術を具体的に記載する。</p>		
<p>②目視や打音等の人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。</p>			
<p>現状</p>	<p>一部の現場においては、導入及び検証されているが、まだ新技術として明確に確立されておらず、体系的に整理されていない。</p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>今後、人による点検を代替し得る技術の活用事例の収集を行うとともに、まずは、現場で活用が可能であれば、その活用判断に係る考え方の検討を行う。</p>		
<p>③ 基準を満たした技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検要領等に記載する。</p>			
<p>現状</p>	<p>現在、下記の手引き等においては新技術を活用した事例に関する記載なし。  ○土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」基準書・技術書  ○地すべり防止施設の機能保全の手引き～統合版～  ○地すべり防止施設の個別施設計画(長寿命化計画) 策定の手引き</p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>今後、基準を満たした技術の活用事例収集を行い、点検に採用できる技術があれば手引き等の改定において記載を検討する。</p>		

府省名・課室名	農林水産省・防災課	分野	地すべり防止施設
④新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例集として、取りまとめる。特に、航空分野においては、『空港内の施設の維持管理指針』で定める維持管理の方法について、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。			
現状	現在、取組なし。		
今後の取組とスケジュール	今後、新技術が現場で活用されていく際、活用事例等を情報収集し、広く周知を図る。		
⑤施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間で円滑にデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。			
現状	地すべり防止施設の管理者である都道府県においては、健全度や個別施設計画等の関係情報について、定期的に定型様式（エクセル等）へ集約されている。		
今後の取組とスケジュール	今後は、都道府県において集約された関係情報を基に、適切なデータベースのあり方とデータ共有の仕組みについても検討を行う。		
⑥国直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を実証する。			
現状	国直轄管理の施設については該当なし。		
今後の取組とスケジュール	上記のとおり該当なし。		
⑦上記①～⑥の取組について地方公共団体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換を行うことのできる場を設ける。			
現状	担当者会議や説明会を通じて、地方公共団体や施設管理者への周知及び意見交換を継続的に実施している。		
今後の取組とスケジュール	担当者会議や説明会を通じた周知及び意見交換を継続するとともに、各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換の場については、今後国土交通省等と調整を行う。		

府省名・課室名	農林水産省・防災課	分野	海岸保全施設
①点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めるが、限定は行わないものとする。			
現状	<p>「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」において、点検診断では従来の点検手法を代替できるものとして、新技術も含めた優良技術の積極的な活用について記載している。また、参考資料-2「点検に関する技術の例」において新技術を用いた点検手法の具体例を記載している。</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaiganhozen/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaiganhozen/index.html</a></p>		
今後の取組とスケジュール	関係省庁と連携しつつ、今後必要に応じてリバイス等の対応を検討する。		
②目視や打音等の人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。			
現状	<p>「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」の参考資料-2「点検に関する技術の例」において新技術を用いた点検手法の具体例を示すと共に、活用を判断出来るよう対象施設や条件、留意事項等を記載している。</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaiganhozen/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaiganhozen/index.html</a></p>		
今後の取組とスケジュール	関係省庁と連携しつつ、今後必要に応じてリバイス等の対応を検討する。		
③ 基準を満たした技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検要領等に記載する。			
現状	<p>「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」において、点検診断では従来の点検手法を代替できるものとして、新技術も含めた優良技術の積極的な活用について記載しており、参考資料-2「点検に関する技術の例」において新技術を用いた点検手法の具体例を記載している。</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaiganhozen/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaiganhozen/index.html</a></p>		
今後の取組とスケジュール	関係省庁と連携しつつ、今後必要に応じてリバイス等の対応を検討する。		

④新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例集として、取りまとめる。特に、航空分野においては、『空港内の施設の維持管理指針』で定める維持管理の方法について、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。

現状	<p>「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」の参考資料-2「点検に関する技術の例」において新技術を用いた点検手法の具体例を記載している。  <a href="https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaiganhozen/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaiganhozen/index.html</a></p>
----	---

今後の取組とスケジュール	<p>関係省庁と連携しつつ、今後必要に応じて新技術の活用を前提とした発注仕様書の例を含め、ガイドラインや事例集として取りまとめることについて検討する。</p>
--------------	---

⑤施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間で円滑にデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。

現状	<p>データベースを構築済み。登録項目や円滑な共有の仕組みについては必要に応じて検討を行っている。</p>
----	---

今後の取組とスケジュール	<p>関係省庁と連携しつつ、今後必要に応じて登録項目や円滑な共有の仕組みについて検討を行う。</p>
--------------	--

⑥国直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を実証する。

現状	<p>国直轄管理の施設については該当なし。</p>
----	---------------------------

今後の取組とスケジュール	<p>上記のとおり該当なし。</p>
--------------	--------------------

⑦上記①～⑥の取組について地方公共団体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換を行うことのできる場を設ける。

現状	<p>担当者会議や説明会を通じて、地方公共団体や施設管理者への周知及び意見交換を継続的に実施している。</p>
----	---

今後の取組とスケジュール	<p>担当者会議や説明会を通じた周知及び意見交換を継続するとともに、各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換の場については、今後国土交通省等と調整を行う。</p>
--------------	---

府省名・課室名	農林水産省・計画課施工企画調整室	分野	治山
①点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めるが、限定は行わないものとする。			
現状	「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成26年8月：以下「行動計画」という。）において、新技術の積極的な活用について記載しているが、従来の点検方法が新技術により代替可能であることは明記していない。 （行動計画：HP） <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/infra/keikaku/infura.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/infra/keikaku/infura.html</a>		
今後の取組とスケジュール	従来の点検方法が新技術により代替可能であることについて、R2年度内に改正する行動計画に明記し公表する。また、R3年度中にUAVをはじめ利用可能な新技術について、点検マニュアル等に具体的に記載し、従来の目視による点検が新技術により代替可能であることを示す。		
②目視や打音等の人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。			
現状	上記①同様。		
今後の取組とスケジュール	UAV等を活用した施設点検について、活用を判断する考え方の整理を進め、令和3年度中にUAV等の新技術の具体的な活用手法についての調査を実施し、活用にあたっての留意事項や数値等による基準をとりまとめ、点検マニュアル等に記載する。		
③ 基準を満たした技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検要領等に記載する。			
現状	上記①同様。		
今後の取組とスケジュール	令和3年度中にUAV等の新技術の具体的な活用手法についての調査を実施し、UAV等の新技術を活用した点検手法の事例を収集してとりまとめ、掲載した技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨マニュアル等に記載する。		

④新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例集として、取りまとめる。特に、航空分野においては、『空港内の施設の維持管理指針』で定める維持管理の方法について、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。

現状	新技術を活用した具体的な点検方法等については、現時点でマニュアル等に記載していない。
今後の取組とスケジュール	令和3年度中にUAV等の新技術の具体的な活用手法についての調査を実施し、UAV等の新技術の活用を前提とした発注を行う場合の仕様や留意事項の記載例をとりまとめ、点検マニュアル等に記載する。

⑤施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間で円滑にデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。

現状	個別施設計画に係るデータについては、項目を施設管理者に示し整理している。
今後の取組とスケジュール	データの活用方法の検討を進め、施設管理者に示している項目の中から、登録項目やデータ形式を設定し、各施設管理者の導入状況を見つつ、関係者間でデータ共有可能な仕組みを検討していく。

⑥国直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を実証する。

現状	UAVを用いた点検を行っている事例はあるものの、目視による点検と比較した技術の有効性等の実証までは行っていない。
今後の取組とスケジュール	令和3年度中にUAV等の新技術の具体的な活用手法についての調査を実施し、調査の中でUAV等を活用した施設点検について、国直轄管理の施設で実証試験を行っていく。

⑦上記①～⑥の取組について地方公共団体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換を行うことのできる場を設ける。

現状	地方公共団体への周知及び意見交換については、分野別に都道府県担当者会議等を通じて実施している。また、林野庁関係団体とも情報共有を図り、周知及び意見交換を行っている。
今後の取組とスケジュール	都道府県担当者会議等を通じて分野別に実施している意見交換を継続するとともに、省内の各インフラ所管部局の担当者間での情報共有・意見交換が行えるよう連携する。

府省名・課室名	農林水産省・計画課施工企画調整室	分野	林道
①点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めるが、限定は行わないものとする。			
現状	「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成26年8月：以下「行動計画」という。）において、新技術の積極的な活用について記載しているが、従来の点検方法が新技術により代替可能であることは明記していない。 （行動計画：HP） <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/infra/keikaku/infura.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/infra/keikaku/infura.html</a>		
今後の取組とスケジュール	従来の点検方法が新技術により代替可能であることについて、R2年度内に改正する行動計画に明記し公表する。また、R3年度中にUAVをはじめ利用可能な新技術について、点検マニュアル等に具体的に記載し、従来の目視による点検が新技術により代替可能であることを示す。		
②目視や打音等の人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。			
現状	上記①同様。		
今後の取組とスケジュール	UAV等を活用した施設点検について、活用を判断する考え方の整理を進め、令和3年度中にUAV等の新技術の具体的な活用手法についての調査を実施し、活用に応じた留意事項や数値等による基準をとりまとめ、点検マニュアル等に記載する。		
③ 基準を満たした技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検要領等に記載する。			
現状	上記①同様。		
今後の取組とスケジュール	令和3年度中にUAV等の新技術の具体的な活用手法についての調査を実施し、UAV等の新技術を活用した点検手法の事例を収集してとりまとめ、掲載した技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨マニュアル等に記載する。		

④新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例集として、取りまとめる。特に、航空分野においては、『空港内の施設の維持管理指針』で定める維持管理の方法について、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。

現状	新技術を活用した具体的な点検方法等については、現時点でマニュアル等に記載していない。
今後の取組とスケジュール	令和3年度中にUAV等の新技術の具体的な活用手法についての調査を実施し、UAV等の新技術の活用を前提とした発注を行う場合の仕様や留意事項の記載例をとりまとめ、点検マニュアル等に記載する。

⑤施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間で円滑にデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。

現状	個別施設計画に係るデータについては、項目を施設管理者に示し整理している。
今後の取組とスケジュール	データの活用方法の検討を進め、施設管理者に示している項目の中から、登録項目やデータ形式を設定し、各施設管理者の導入状況を見つつ、関係者間でデータ共有可能な仕組みを検討していく。

⑥国直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を実証する。

現状	UAVを用いた点検を行っている事例はあるものの、目視による点検と比較した技術の有効性等の実証までは行っていない。
今後の取組とスケジュール	令和3年度中にUAV等の新技術の具体的な活用手法についての調査を実施し、調査の中でUAV等を活用した施設点検について、国直轄管理の施設で実証試験を行っていく。

⑦上記①～⑥の取組について地方公共団体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換を行うことのできる場を設ける。

現状	地方公共団体への周知及び意見交換については、分野別に都道府県担当者会議等を通じて実施している。また、林野庁関係団体とも情報共有を図り、周知及び意見交換を行っている。
今後の取組とスケジュール	都道府県担当者会議等を通じて分野別に実施している意見交換を継続するとともに、省内の各インフラ所管部局の担当者間での情報共有・意見交換が行えるよう連携する。

府省名・課室名	農林水産省・整備課	分野	漁港施設
<p>①点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めるが、限定は行わないものとする。</p>			
<p>現状</p>	<p>「水産基盤施設の維持管理点検マニュアル（令和2年9月）」において、新技術の活用について記載しており、参考資料として点検に活用できる調査技術の事例を具体的に記載している。  <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_gideline/attach/pdf/index-2.pdf">https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_gideline/attach/pdf/index-2.pdf</a>            さらに、新技術を活用した点検手法（UAV、水中部センシング等）について、対象施設や点検目的に応じた使い分けの考え方を検討中。</p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>検討結果について、今年度中に「新技術を活用した水産基盤施設の点検マニュアル」として公表予定。</p>		
<p>②目視や打音等の人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。</p>			
<p>現状</p>	<p>新技術を活用した点検手法（UAV、水中部センシング等）について、対象施設や点検目的に応じた使い分けの考え方を検討中。</p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>検討結果について、今年度中に「新技術を活用した水産基盤施設の点検マニュアル」として公表予定。</p>		
<p>③ 基準を満たした技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検要領等に記載する。</p>			
<p>現状</p>	<p>UAVを活用した点検手法として「無人航空機（UAV）を活用した水産基盤施設の点検の手引き（平成31年3月）」を公表済み。  <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/attach/pdf/index-78.pdf">https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/attach/pdf/index-78.pdf</a></p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>水中部の点検におけるセンシング技術の適用性について現在検討を進めており、今年度中に点検の手引きを公表予定。</p>		

④新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例集として、取りまとめる。特に、航空分野においては、『空港内の施設の維持管理指針』で定める維持管理の方法について、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。

現状	「水産基盤整備事業のICT活用事例集（令和2年9月）」に新技術を活用した調査手法や点検手法を記載し、一部の技術については発注仕様書等を参考として記載している。 <a href="http://www.jfa.maff.go.jp/j/seibi/ict_katuyou.html">http://www.jfa.maff.go.jp/j/seibi/ict_katuyou.html</a>
今後の取組とスケジュール	今後必要に応じて更新等の対応を検討する。

⑤施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間で円滑にデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。

現状	データベースを構築中。
今後の取組とスケジュール	今年度中にデータベース整備予定。

⑥国直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を実証する。

現状	該当なし。
今後の取組とスケジュール	-

⑦上記①～⑥の取組について地方公共団体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換を行うことのできる場を設ける。

現状	周知及び意見交換について、水産庁では関係都道府県の課長会議や行政連絡協議会等を通じて行っている。また、水産庁関係団体とも情報共有を図り、周知及び意見交換を行っている。
今後の取組とスケジュール	各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換の場については今後検討を行う。

府省名・課室名	農林水産省・整備課	分野	漁場の施設
<p>①点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めるが、限定は行わないものとする。</p>			
<p>現状</p>	<p>「水産基盤施設の維持管理点検マニュアル（令和2年9月）」において、新技術の活用について記載しており、参考資料として点検に活用できる調査技術の事例を具体的に記載している。  <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_gideline/attach/pdf/index-2.pdf">https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_gideline/attach/pdf/index-2.pdf</a>            さらに、新技術を活用した点検手法（UAV、水中部センシング等）について、対象施設や点検目的に応じた使い分けの考え方を検討中。</p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>検討結果について、今年度中に「新技術を活用した水産基盤施設の点検マニュアル」として公表予定。</p>		
<p>②目視や打音等の人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。</p>			
<p>現状</p>	<p>新技術を活用した点検手法（UAV、水中部センシング等）について、対象施設や点検目的に応じた使い分けの考え方を検討中。</p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>検討結果について、今年度中に「新技術を活用した水産基盤施設の点検マニュアル」として公表予定。</p>		
<p>③ 基準を満たした技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検要領等に記載する。</p>			
<p>現状</p>	<p>UAVを活用した点検手法として「無人航空機（UAV）を活用した水産基盤施設の点検の手引き（平成31年3月）」を公表済み。  <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/attach/pdf/index-78.pdf">https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/attach/pdf/index-78.pdf</a></p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>水中部の点検におけるセンシング技術の適用性について現在検討を進めており、今年度中に点検の手引きを公表予定。</p>		

④新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例集として、取りまとめる。特に、航空分野においては、『空港内の施設の維持管理指針』で定める維持管理の方法について、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。

現状	「水産基盤整備事業のICT活用事例集（令和2年9月）」に新技術を活用した調査手法や点検手法を記載し、一部の技術については発注仕様書等を参考として記載している。 <a href="http://www.jfa.maff.go.jp/j/seibi/ict_katuyou.html">http://www.jfa.maff.go.jp/j/seibi/ict_katuyou.html</a>
今後の取組とスケジュール	今後必要に応じて更新等の対応を検討する。

⑤施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間で円滑にデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。

現状	データベースを構築中。
今後の取組とスケジュール	今年度中にデータベース整備予定。

⑥国直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を実証する。

現状	該当なし。
今後の取組とスケジュール	-

⑦上記①～⑥の取組について地方公共団体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換を行うことのできる場を設ける。

現状	周知及び意見交換について、水産庁では関係都道府県の課長会議や行政連絡協議会等を通じて行っている。また、水産庁関係団体とも情報共有を図り、周知及び意見交換を行っている。
今後の取組とスケジュール	各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換の場については今後検討を行う。

府省名・課室名	農林水産省・整備課	分野	漁業集落環境施設
①点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めるが、限定は行わないものとする。			
現状	「漁業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き（案）（令和2年3月）」において、参考として遠方監視システムの事例について記載している。 <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/attach/pdf/index-104.pdf">https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/attach/pdf/index-104.pdf</a>		
今後の取組とスケジュール	今後必要に応じて更新等の対応を検討する。		
②目視や打音等の人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。			
現状	「漁業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き（案）（令和2年3月）」において、参考として遠方監視システムの事例について記載している。 <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/attach/pdf/index-104.pdf">https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/attach/pdf/index-104.pdf</a>		
今後の取組とスケジュール	今後必要に応じて更新等の対応を検討する。		
③ 基準を満たした技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検要領等に記載する。			
現状	「漁業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き（案）（令和2年3月）」において、参考として遠方監視システムの事例について記載している。 <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/attach/pdf/index-104.pdf">https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/attach/pdf/index-104.pdf</a>		
今後の取組とスケジュール	今後必要に応じて更新等の対応を検討する。		

④新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例集として、取りまとめる。特に、航空分野においては、『空港内の施設の維持管理指針』で定める維持管理の方法について、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。

現状	「水産基盤整備事業のICT活用事例集（令和2年9月）」に新技術を活用した調査手法や点検手法を記載し、一部の技術については発注仕様書等を参考として記載している。 <a href="http://www.jfa.maff.go.jp/j/seibi/ict_katuyou.html">http://www.jfa.maff.go.jp/j/seibi/ict_katuyou.html</a>
今後の取組とスケジュール	今後必要に応じて更新等の対応を検討する。

⑤施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間で円滑にデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。

現状	データベースを構築済み。登録項目や円滑な共有の仕組みについては必要に応じて検討を行っている。
今後の取組とスケジュール	今後必要に応じて対応を検討する。

⑥国直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を実証する。

現状	該当なし。
今後の取組とスケジュール	-

⑦上記①～⑥の取組について地方公共団体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換を行うことのできる場を設ける。

現状	周知及び意見交換について、水産庁では関係都道府県の課長会議や行政連絡協議会等を通じて行っている。また、水産庁関係団体とも情報共有を図り、周知及び意見交換を行っている。
今後の取組とスケジュール	各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換の場については今後検討を行う。

府省名・課室名	農林水産省・整備課	分野	海岸保全施設
<p>①点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めるが、限定は行わないものとする。</p>			
<p>現状</p>	<p>「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」において、点検診断では点検手法の代替として新技術も含めた優良技術の積極的な活用について記載しており、参考資料-2「点検に関する技術の例」において新技術を用いた点検手法の具体例を記載している。  <a href="https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaiganhozen/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaiganhozen/index.html</a></p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>対応済み。  関係省庁と連携しつつ、今後必要に応じてリバイス等の対応を検討する。</p>		
<p>②目視や打音等の人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。</p>			
<p>現状</p>	<p>「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」の参考資料-2「点検に関する技術の例」において新技術を用いた点検手法の具体例を示すと共に、活用を判断出来るよう対象施設や条件、留意事項等を記載している。  <a href="https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaiganhozen/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaiganhozen/index.html</a></p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>対応済み。  関係省庁と連携しつつ、今後必要に応じてリバイス等の対応を検討する。</p>		
<p>③ 基準を満たした技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検要領等に記載する。</p>			
<p>現状</p>	<p>「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」において、点検診断では点検手法の代替として新技術も含めた優良技術の積極的な活用について記載しており、参考資料-2「点検に関する技術の例」において新技術を用いた点検手法の具体例を記載している。  <a href="https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaiganhozen/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaiganhozen/index.html</a></p>		
<p>今後の取組とスケジュール</p>	<p>対応済み。  関係省庁と連携しつつ、今後必要に応じてリバイス等の対応を検討する。</p>		

④新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例集として、取りまとめる。特に、航空分野においては、『空港内の施設の維持管理指針』で定める維持管理の方法について、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。

現状	<p>「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」の参考資料-2「点検に関する技術の例」において新技術を用いた点検手法の具体例を記載している。</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaiganhozen/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kaiganhozen/index.html</a></p> <p>また、「水産基盤整備事業のICT活用事例集（令和2年9月）」にも新技術を活用した調査手法や点検手法を記載している。</p> <p><a href="http://www.jfa.maff.go.jp/j/seibi/ict_katuyou.html">http://www.jfa.maff.go.jp/j/seibi/ict_katuyou.html</a></p>
----	---

今後の取組とスケジュール	<p>関係省庁と連携しつつ、今後必要に応じて新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例集としてとりまとめなどについて対応を検討する。</p>
--------------	--

⑤施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間で円滑にデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。

現状	<p>データベースを構築済み。登録項目や円滑な共有の仕組みについては必要に応じて検討を行っている。</p>
----	---

今後の取組とスケジュール	<p>関係省庁と連携しつつ、今後必要に応じて登録項目や円滑な共有の仕組みについて検討を行う。</p>
--------------	--

⑥国直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を実証する。

現状	<p>国直轄管理の施設については該当なし。</p>
----	---------------------------

今後の取組とスケジュール	<p>上記のとおり該当なし。</p>
--------------	--------------------

⑦上記①～⑥の取組について地方公共団体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換を行うことのできる場を設ける。

現状	<p>周知及び意見交換について、水産庁では関係都道府県の課長会議や行政連絡協議会等を通じて行っている。また、水産庁関係団体とも情報共有を図り、周知及び意見交換を行っている。</p> <p>「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」においては、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に改定内容を周知するとともに、都道府県等の担当者向けにブロック説明会を開催している。</p>
----	---

今後の取組とスケジュール	<p>各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換の場については今後検討を行う。</p>
--------------	--